

小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月

小金井市

目次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 発生時の被害想定	5
4 発生段階の考え方	6
5 対策実施上の留意点	7
第2章 国・都・市等の役割	
1 基本的な責務	9
2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	12
第3章 対策の基本項目	
1 実施体制	16
2 サーベイランス・情報収集	16
3 情報提供・共有	17
4 感染拡大防止	18
5 予防接種	22
6 医療	25
7 市民の生活及び経済活動の安定の確保	27
第4章 各段階における対策	
1 未発生期	29
2 海外発生期	31
3 国内発生早期（都内未発生期）	33
4 都内発生早期	35
5 都内感染期	37
6 小康期	39
参考資料：用語解説	41

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見

や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月に病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

東京都（以下「都」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、また、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、平成25年11月に新たな「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を作成した。

3 小金井市の行動計画の策定

小金井市（以下「市」という。）では、平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成25年6月に「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」を制定した。

また、政府行動計画や都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保することを目的として、新たに「小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定する。

市行動計画は、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、都行動計画に準じて、市の対策の選択肢を示すものである。

また、市行動計画は、国及び都の新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、必要時に変更を行うものとする。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の行動計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画との整合性を保ちつつ、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

市行動計画は、都行動計画等の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

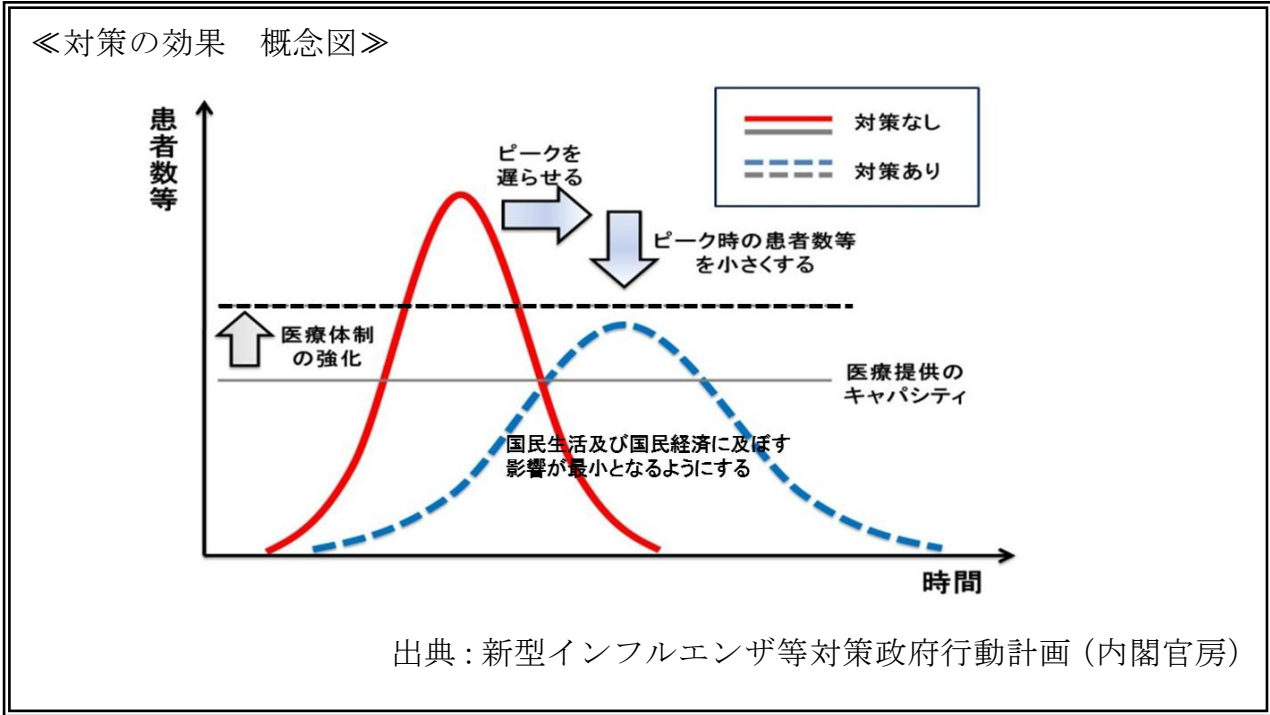
2 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の患者数等をできる限り少なくして医療提供体制への負荷を軽減するよう配慮し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ウ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



3 発生時の被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

実際に新型インフルエンザが発生した場合、以下に示した被害想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生時期も含め、事前にこれを正確に予測することは不可能である。

市行動計画においては、都行動計画で試算したモデルを本計画にあてはめ、人口117,000人、市民の約30%が罹患するものとして想定する。

＜流行規模・被害想定＞

	国	都	市
罹患割合	25%	30%	30%
患者数	約 1,300～2,500 万人	3,785,000 人	35,000 人
入院患者数	約 53～200 万人	291,200 人	2,695 人
死亡者数	約 17～64 万人	14,100 人	130 人

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

発生段階の移行については、必要に応じて国と都が協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

《小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階の区分》

都行動計画・市行動計画	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

5 対策実施上の留意点

市は、国、都及び関係機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する。あわせて、市の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国及び都が行う医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

都対策本部と市対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。この際、市対策本部長（＝市長）は、都対策本部長（＝都知事）に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、近隣自治体、関係行政機関及び関係機関等との情報共有及び連携は重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互に協力しながら対策を推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 国・都・市等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関・薬局、事業者、市民等各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等の対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制等都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市区町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、市行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整等の対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援等の市行動計画で定めた対策を関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備等の対策を推進する。

発生時には、国、都及び市区町村と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市区町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市区町村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。


(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

《国・東京都・小金井市の役割分担》

発生段階		国	東京都	小金井市
国	東京都			
未発定期		<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部設置規定の整備 ○行動計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部設置規定の整備 ○国の行動計画に基づく都行動計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部設置規定の整備 ○国及び東京都の行動計画に基づく市行動計画の策定
海外発定期		政府対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○基本的対処方針の作成 ○特定接種の実施 ○海外発生時の水際対策の的確な実施 	東京都対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の実施への協力 ○医師等への医療従事者の要請・指示等 ○都内各保健所で新型インフルエンザ相談センター開設 ○都が診療協力医療機関に新型インフルエンザ専門外来開設の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の実施への協力
国内発生早期	地域未発定期	国内発生早期	必要に応じて新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令	
	地域発生早期		都内発生早期	
		<ul style="list-style-type: none"> ○まん延の防止に関する措置 ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種の実施への協力 	小金井市対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○住民接種の実施
国内感染期		<ul style="list-style-type: none"> ○まん延の防止に関する措置 ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○まん延の防止に関する措置 ○医療等の提供体制の確保に関する措置 ○国民生活及び国民経済の安定に関する措置 	
小康期		国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった場合等は本部を廃止		緊急事態宣言が解除された場合は本部を廃止

2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部については、特措法で定められたもののほか必要な事項を「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」の制定により、全庁を挙げた実施体制を整備した。

市対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて市対策本部を設置する。

(1) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ① 対策本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。
- ② 副本部長は副市長、教育長をもって充て、対策本部長を補佐する。
- ③ 本部員は各部局長、会計管理者、地域安全課長、健康課長及び東京消防庁小金井消防署長又はその指定する消防吏員をもって充てる。
- ④ 対策本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

イ 対策本部の会議

対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

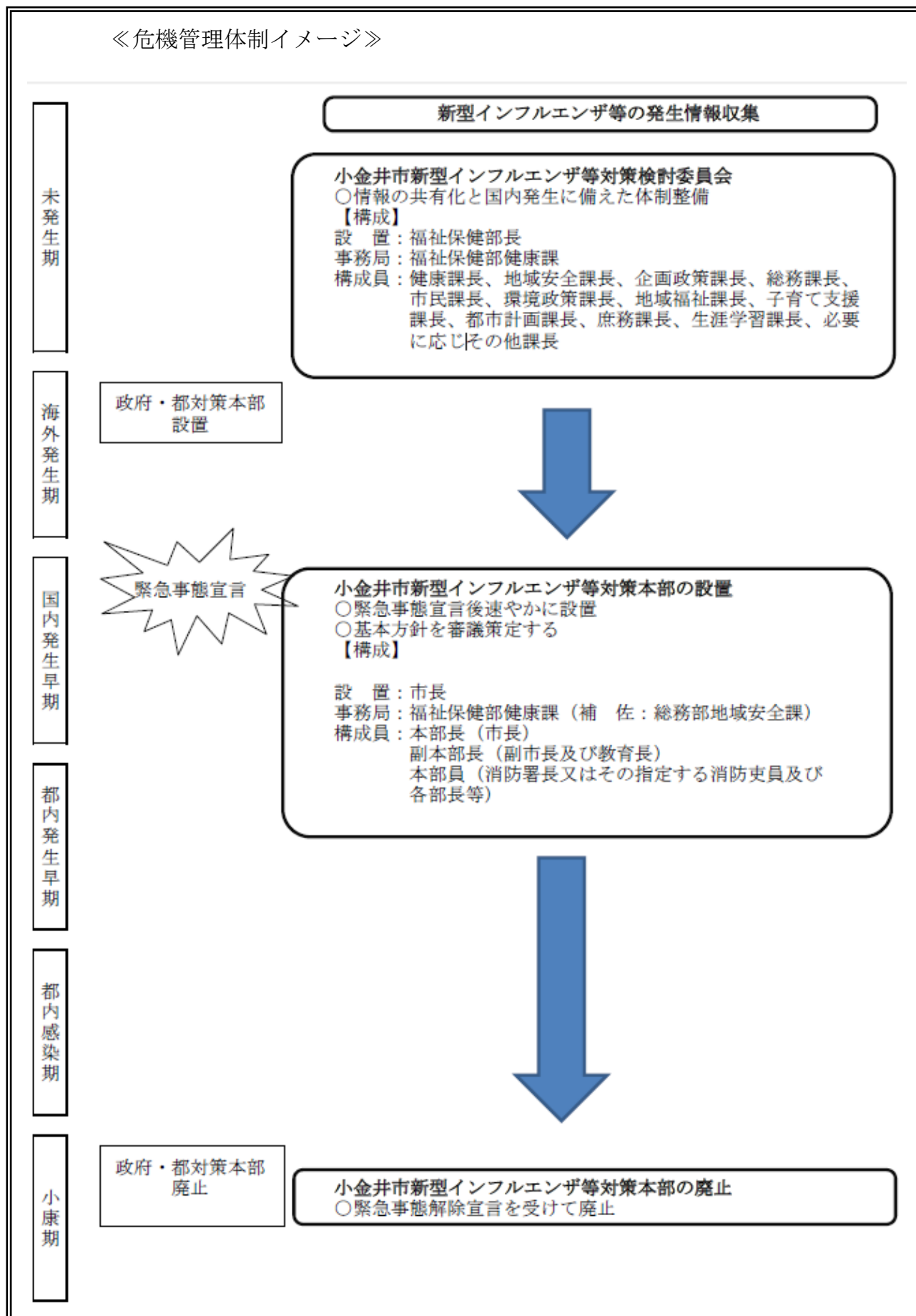
本部長は、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(2) 各部の主な役割

担当部署	主な役割
企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への対応に関すること ・広報等情報提供、集約に関すること ・情報の収集、伝達及び処理に関すること ・新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること ・庁内の電子計算機及びネットワークの保守及び復旧に関すること ・写真等による情報の収集及び記録に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都等との連絡調整等に関すること（危機管理部門に限る。） ・市民の安全、安心に関すること ・市庁舎の来庁者等に関すること ・公共施設の感染予防等に関すること ・職員の感染予防等及び予防接種（特定接種に限る。）に関すること ・社会活動及び事業活動の自粛要請又は指示に関すること ・食糧、生活必需品等の確保に関すること ・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関すること ・車両の調達に関すること ・市代表電話による新型インフルエンザ等への一般的な相談に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬、埋葬の許可等に関すること ・地域団体、関係団体等との連絡調整に関すること ・在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること ・企業、農業団体等との連絡調整に関すること ・文化施設の感染予防等に関すること ・遺体安置所の設置、運用に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制に関すること ・下水道機能の維持に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること

担当部署	主な役割
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部に関する事 ・ 新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 ・ 感染予防策等の広報に関する事 ・ 医療機関及び関係機関等との連絡調整に関する事 ・ 社会福祉施設の感染予防等に関する事 ・ 高齢者、障がい者等要配慮者支援に関する事 ・ 医療体制の確保に関する事 ・ 国、都等との連絡調整等に関する事（保健医療部門） ・ 市民への予防接種の実施に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設の感染予防等に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関への注意喚起に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設の感染予防等に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設、公民館及び図書館等の感染予防等に関する事 ・ 遺体安置所の設置、運用に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事
協力部 (上記以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の対策に係る現金及び物品の出納及び保管に関する事 ・ 支払資金の把握及び確保に関する事 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事

《危機管理体制イメージ》



第3章 対策の基本項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。」ことを達成するため、(1)実施体制、(2)サーベイランス・情報収集、(3)情報提供・共有、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)市民の生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁一体となった取組を推進するとともに、国、都のほか関係機関等との相互の連携を強化する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の策定・改定や発生時の対応について、必要に応じて幅広い分野の専門家から意見を聴く。

2 サーベイランス・情報収集

国は海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都は、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、サーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

市は都道府県等が実施するサーベイランスの情報や国のワクチン開発に係る情報等、最新の情報を得ることが重要であることから、積極的に情報を収集し集約を図る。

3 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市区町村、医療機関等、事業者及び市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため市報をはじめ、市ホームページを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 情報集約体制の整備

市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都道府県が発信する情報を入手することに努め、関係部署間での情報共有体制についても整備する。

収集した情報については、保健所等との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

(3) 平常時における情報提供

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。

(4) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法等について、市民に対しできる限り迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

(5) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加するなど平常時から情報の共有化を図る。

(6) 住民相談

市は、国、都からの要請に基づいて相談窓口（コールセンター）を設置し、国から配布される質疑応答集等を活用し、市民からの一般的な問合せに対応する。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが重要で、手洗い、うがい等の個人レベルでできることも含めて、状況に応じて行政が介入し適切な措置を講ずることにより、できるだけ流行のピークを遅らせることが有効である。

新型インフルエンザ等は自然に発症するものでなく、感染した人から人へ飛沫感染又は接触感染により罹患する感染症である。このことを踏まえ、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、一人ひとりが、又は行政を含めた事業者が、人と人との直接又は間接的な接触の機会を減らすこと、感染した人は他人へ感染させないこと等を心掛けて行動することが重要である。これにより流行のピークの先延ばし、急激な患者数の増加抑制を可能とし、結果として、必要な医療の提供及び市民生活の安定を確保することを目指すものである。

また、重症化を防ぐのに効果が期待される予防接種は、罹患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造は新型インフルエンザ等発生後となることから、必然的に流行の前に接種することは難しいと考えられる。

感染拡大防止策による流行のピークの遅れは、患者の急増による医療機関の負荷の軽減だけでなく、ワクチンの供給にかかるまでの時間をかせぐ効果がある。これにより、新型インフルエンザ等に罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料、生活必需品の生産、流通、公共交通等の従業員の欠勤率を低下させ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、健康被害の軽減のみならず市民生活の安定にとっても、感染拡大防止策の果たす役割は非常に大きい。

対策としては、個人レベルでできる小さな対策から、状況によっては行政が介入を深め地域単位で施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示等という、法律に基づいた大きな対策まで用意されているところである。

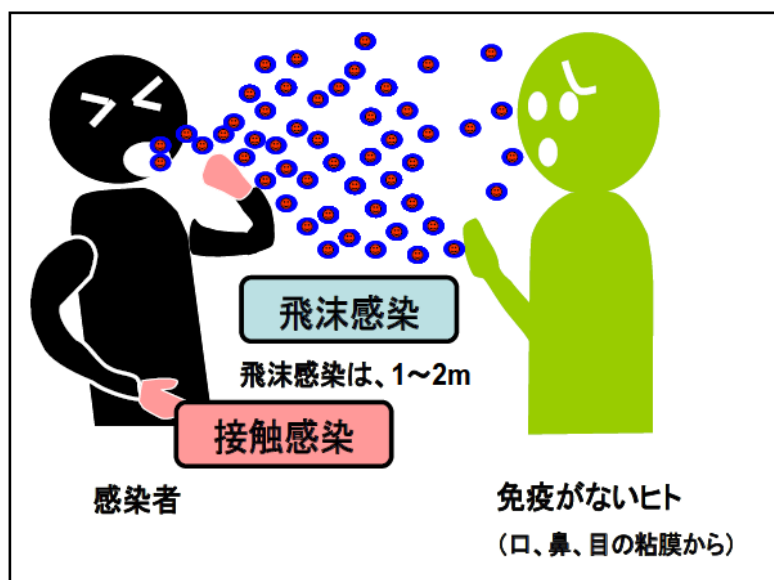
(1) 個人対策

ア 手洗い、うがい、マスクの着用

新型インフルエンザ等のウイルスは非常に小さく完全に防御することは困難である。しかし、手洗い、うがい、マスクの着用等を徹底することにより、新型インフルエンザ等の感染予防に一定の効果がある。特に、流行状況に関係なく、市報、市ホームページなどにより、市民一人ひとりが、日頃から手洗い、うがい、マスクの着用を習慣づけるよう働きかけを行う。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（*1）」と「接触感染（*2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(*1) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

(*2) 接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(東京都)

イ 症状がある場合の咳エチケットや休務

感染拡大は、感染した人から複数の人に感染するという流れの連鎖により生みだされることから、感染した人が他人へ感染させないことが重要である。

マスクは、咳やくしゃみに含まれる飛沫の飛距離を短くすることから、感染者がマスクを着用することは飛沫感染の予防に有効である。

また、感染者と非感染者の接触機会が無ければ、他人に感染することを物理的に防ぐことができるため、感染者は治癒するまでの間、極力仕事を休む等して外出を自粛し、事業者は、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませる等の措置を講ずることが望ましい。

市は、これらについて、市報や市ホームページ等により協力の呼び掛けを行う。

《咳エチケット》

○ 咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れる。

○ 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる。

○ 咳をしている人にマスクの着用を促す。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨される。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

出典：「平成25年度今冬のインフルエンザ総合対策について」
(厚生労働省ホームページ)

ウ 不要不急の外出を控える

感染拡大は、人と人とが接触しないことにより防止することができることから、一人ひとりが、人混みを避けるほか、仕事、生活必需品の購入等、生活に欠かせないもの以外の外出を控えるなどの行動をとることが有効である。特措法では、政府の緊急事態宣言により、都知事が都民に対し不要不急の外出自粛の要請が行えることになっている。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、不要不急の外出の自粛について協力の呼び掛けを行う。

(2) 事業所対策

ア 学校、保育所等の施設における感染防止対策

多くの人が集まる場所は、一人の感染者から多数の人へ感染する集団発生が起こる危険性が高く、その後の地域の大流行に発展する場合が多い。

施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者に対し、日頃の手洗い、うがい、マスクの着用を呼び掛けるとともに、体温測定等の健康管理を併せて行い、新型インフルエンザ等と疑われる症状がある者については、海外発生期から都内発生早期までは新型インフルエンザ相談センターに電話連絡の上、案内された新型インフルエンザ専門外来を早期に受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置をとるほか、接触者の健康管理に努める。

イ 学校、保育所等の臨時休業

学校、保育所等での集団感染は地域の大流行に発展する場合が多いので、集団感染や複数の感染者が同じ集団内に発生した場合は、初期の段階で、臨時休業等の措置をとることが非常に有効である。

都内で感染が拡大した場合、都知事は、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ学校行事の自粛及び臨時休業等の防止策を講ずる。

ウ イベント、催物等の自粛

人と人との接触機会をできるだけ減らすため、人が集まるイベント、催物、集会等は、できるだけ中止することが望ましく、市は、広く地域に協力を呼び掛ける。また、市自らが行うイベント、催物等を積極的に中止するほか、市施設の使用を一時的に制限し、イベント、催物等を行えないような措置を講ずる。

エ 郵送による手続の呼び掛け

市への申請等の手続は、可能な限り郵送による方法を認めるとともに、郵送、ファクシミリ、メール等による方法を積極的に活用する。

また、国から、特措法に基づき、行政上の申請期限の延長について対応が求められた場合は、これに対応するとともに、市の要綱等で実施しているものについても、申請期限の延長について検討し、可能な限り申請期限を延長する措置を講じ、市民の感染機会を少なくする。

オ 徒歩、自転車移動、時差出勤の呼び掛け

出勤時に混雑状態となる電車等の公共交通機関は、生活に欠かせないものである一方、感染症という観点からは、不特定多数の人同士が密着した状態となるほか、手すりやつり輪にはウイルスの付着が考えられ、効率よく感染が進む非常に危険な空間であるといえる。

新型インフルエンザ等流行時は、公共交通機関の従業員の欠勤も予想されることから、運休等により平常時と比べて、運行本数が少なくなる場合も十分考えられる。実際は、どのような状況になるかが予想困難であるが、個人や事業者は、移動の際、できるだけ電車等の公共交通機関を避けることが安全策に繋がるため、出勤等は、時差出勤や早起きをするなどして徒歩や自転車を利用することが推奨される。

5 予防接種

(1) ワクチン

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染拡大防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限度にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることに繋がる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、あらかじめ製造し備蓄しているプレパンデミックワクチンと発生後に製造するパンデミックワクチンの2種類がある。

新型インフルエンザ等が発生した際は、国の責任の下、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかにプレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を行う。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は市区町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、市が、実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

なお、都は、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う。

《臨時接種・新臨時接種 早見表》

	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の 努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の 自己負担	なし	あり (低所得者以外から実費徴収可)
費用負担割合	国1/2、都1/4、市区町村1/4	低所得者分のみ 国1/2、都1/4、市区町村1/4
健康被害の 救済措置	予防接種法による救済	

出典：「予防接種に関するガイドライン」（厚生労働省）

《住民接種の接種順位に関する基本的考え方》

- ① パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ② 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③ 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④ 住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - A 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - B 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - C 成人・若年者
 - D 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ⑤ 接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥ なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典：「予防接種に関するガイドライン」（厚生労働省）

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、都は事前に効果的・効率的な医療を提供できるよう体制の整備を行う。

(2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、国又は都が指定する感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ等発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者を、都があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は管轄の保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。

市は都からの発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について情報収集し、市民をはじめ関係機関に周知する。

《発生段階ごとの医療提供体制》

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院		感染症指定 医療機関	一般医療機関への 入院または自宅療養		<ul style="list-style-type: none"> ・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用 			

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

7 市民の生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等は各地域での流行が約8週間程度続くといわれているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの市民が罹患することが想定される。また、本人や家族の罹患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、都、市区町村、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

新型インフルエンザ等が発生した場合、食料・生活必需品等の生産、物流に影響がでることが予想される。このため、市は、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう適切な行動について普及啓発する。

イ 要配慮者等への支援

災害時要配慮者に準じた対象者（以下「要配慮者等」という。）への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療及び食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について検討する。

ウ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等が発生した場合、平常時と同様の収集及び処理能力を維持することが困難になることが予想される。このため、市は、ごみの収集及び処理状況等を把握し、必要に応じ、市民や事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

オ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要がある。その際は、遺族の意向や個人情報保護に留意するものとする。

また、火葬体制を整備するため、都からの要請に基づき、火葬場の事業者等に対して、可能な限り火葬炉を稼働させるよう設置者に協力を依頼する。

一時的に死亡者が急増した場合には、遺体からの感染予防策を実施し、小金井市地域防災計画で定める遺体収容所及びその他の公共施設等において、臨時遺体安置所を設置し、運用する。

市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。

(2) 市役所機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市における各種事業の継続ができるよう、事業継続計画（BCP）の整備や職員に対する感染予防策の徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具やその他必要な物資及び資材の備蓄等や施設、設備の整備等を行う。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

未発生期	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的	<ul style="list-style-type: none">・ 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から市行動計画等を踏まえ、都、近隣自治体及び関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

市は都道府県等が実施するサーベイランスの情報や国のワクチン開発に係る情報等、最新の情報を積極的に収集し集約を図る。

(2) 情報提供・共有

市は、市民等に対する情報提供体制の整備及び庁内での情報共有体制等の整備を行う。

手洗い・うがいの実施、マスク着用及び咳エチケット等予防策について普及啓発を行う。

(3) 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の発生に備えて、市内施設、社会福祉施設及び事業者等に、新型インフルエンザ等の基礎知識について周知を図る。

日頃から手洗い・うがいを実施すること、マスク着用及び咳エチケット等、個人でできる基本的な感染予防対策について普及啓発を行う。

(4) 予防接種

ア 特定接種

① 市職員への特定接種に向けた接種体制の構築を図る。

② 市は、国からの依頼に基づき、登録事業者の登録業務等について、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

市は、住民接種を円滑に実施できるよう、医師会等の関係機関と協力し、接種方法、接種体制等の構築を図る。また、接種会場の確保について、事業者、学校

関係者等に協力を依頼するとともに、公共施設の使用等について庁内で調整を図る。

(5) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活の維持

① 食料・生活必需品の安定供給

個人・家庭で食料・生活必需品の備蓄等について、普及啓発を行う。

② 要配慮者等への支援

市はあらかじめ、要配慮者等の把握に努める。あわせて、要配慮者等の生活支援、搬送手段及び死亡時の対応等について、具体的手続きを決めておく。

③ 遺体に対する適切な対応

都と連携し、火葬場の火葬能力の把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。

イ 市役所機能の維持

市における各種業務の継続ができるよう、事業継続計画（BCP）の整備や職員に対する感染予防の徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具やその他必要な物資及び資材の備蓄等や施設、設備の整備等を行う。

2 海外発生期

海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。 ・ 都内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう準備を進める。 ・ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集を行う。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（市）内発生に備え的確な情報提供を行い、市内医療機関、事業者及び市民に準備を促す。

(1) サーベイランス・情報収集

国、都及びマスコミ報道等を通じて、海外での新型インフルエンザ等発生状況について把握し、情報収集を行う。

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する情報及び感染が疑われる場合の受診手順（相談センターの指示や助言に沿って、専門外来を受診）等について、市報及び市ホームページ等により情報提供を行う。その際は、外国人や障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮した情報提供に努める。

市内施設、団体及び関係機関等への情報提供については、関係部署を通じて随時情報提供を行う。

また、国からの要請に基づいて、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口（コールセンター）を設置し、適切な情報提供を行う。

(3) 感染拡大防止

手洗い・うがいの実施、マスク着用、咳エチケット及び人混みを避ける等の予防策について実践するよう促す。

(4) 予防接種

ア 特定接種

国及び都と連携し、市職員等の特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条に基づき、市職員等の特定接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的接種を行うことを基本に本人の同意を得て接種を実施する。

イ 住民接種

国、都及び医師会等の関係機関と協力し、接種会場の確保等接種体制の準備を行う。

(5) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活等の維持

① 食料・生活必需品の安定供給

個人・家庭で食料・生活必需品の備蓄等について、普及啓発を行う。(再掲)

② 要配慮者等への支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、要配慮者等や地域住民団体及びボランティア等の協力者へ依頼する。

③ 遺体に対する適切な対応

都と連携し、火葬場の火葬能力の把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。(再掲)

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、小金井市地域防災計画で定める遺体収容所及びその他の公共施設等において臨時遺体安置所の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期（都内未発生）

国内発生早期 （都内未発生）	<ul style="list-style-type: none"> 都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 都内での発生に備えた体制の整備を行う。 新型インフルエンザ等の発生に係る情報提供を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策を行う。 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

国、都及びマスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について把握し、情報収集を行う。（再掲）

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する基本的知識、発生状況、感染予防策等の最新情報及び感染が疑われる場合の受診手順（相談センターの指示や助言に沿って、専門外来を受診）等について、市ホームページ等により、随時、情報提供を行うとともに混乱や風評被害の防止に努める。その際は、外国人や障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮した情報提供に努める。

市内施設、団体及び関係機関等への情報提供については、関係部署を通じて随時情報提供を行う。（再掲）

また、国からの要請に基づいて、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口（コールセンター）を設置し、適切な情報提供を行う。（再掲）

(3) 感染拡大防止

手洗い・うがいの実施、マスク着用、咳エチケット及び人混みを避ける等の予防策の徹底を呼び掛ける。

市内施設、社会福祉施設及び事業者等での手洗い・うがいの実施、マスク着用及び咳エチケット等の感染予防策の徹底を呼び掛ける。

緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。

(4) 予防接種

ア 特定接種

特措法第28条に基づき特定接種が決定されている場合、国及び都と連携し、市職員等の特定接種を継続する。

イ 住民接種

① 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。

市は新臨時接種の機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

市は、市民からの基本的な相談に応じる。あわせて、予防接種後副反応報告書及び報告基準を周知する。

② 臨時接種

緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て開始する。

市は、接種の目的や優先接種等の意義等を分かりやすく周知する。あわせて、ワクチンの有効性・安全性等についての情報をできる限り公開し、分かりやすく周知する。

(5) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活等の維持

① 要配慮者等への支援

都内感染期に備えて、要配慮者等の生活支援、搬送手段及び死亡時の対応等について、地域住民団体及びボランティア等の協力者とともに対応を準備する。

② 遺体に対する適切な対応

都と連携し、火葬場の火葬能力の把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。(再掲)

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、小金井市地域防災計画で定める遺体収容所及びその他の公共施設等において臨時遺体安置所の確保ができるよう準備を行う。(再掲)

イ 緊急事態宣言が行われた場合の措置

緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料品・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみをしないよう適切な行動を要請する。

4 都内発生早期

都内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
目的	<ul style="list-style-type: none"> 都（市）内での発生をできる限り抑える。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報や、国及び都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 都内感染期への移行に備えて、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給及び体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) サーベイランス・情報収集

国、都及びマスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について把握し、引き続き情報収集を行う。(再掲)

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する基本的知識、発生状況、感染予防策等の最新情報及び感染が疑われる場合の受診手順（相談センターの指示や助言に沿って、専門外来を受診）等について、市ホームページ等により、随時、情報提供を行うとともに混乱や風評被害の防止に努める。また、地域内の公共交通機関の運行状況等について、国・都が発信する情報を入手し、情報提供を行う。その際は、外国人や障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮した情報提供に努める。

市内施設、団体及び関係機関等への情報提供については、関係部署を通じて随時情報提供を行う。(再掲)

市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口（コールセンター）を設置し、引き続き、適切な情報提供を行う。(再掲)

(3) 感染拡大防止

手洗い・うがいの実施、マスク着用、咳エチケット及び人混みを避ける等の予防策の徹底を呼び掛ける。(再掲)

市内施設、社会福祉施設及び事業者等での手洗い・うがいの実施、マスク着用及び咳エチケット等の感染予防策の徹底を呼び掛ける。(再掲)

学校・保育所等については予防策を徹底させるとともに、児童・生徒一人ひとりの健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、感染者が発生した場合は、必要に応じ臨時休業等の措置を講ずる。

緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。

(4) 予防接種

ア 特定接種

特措法第28条に基づき特定接種が決定されている場合、国及び都と連携し、市職員等の特定接種を継続する。(再掲)

イ 住民接種

① 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続して実施する。

② 臨時接種

緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を継続して実施する。

(5) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活等の維持

① 要配慮者等への支援

都内感染期に備えて、要配慮者等の生活支援、搬送手段及び死亡時の対応等について、地域住民団体及びボランティア等の協力者とともに対応を引き続き準備する。

② 遺体に対する適切な対応

都からの要請に基づき、火葬場の事業者等に対して、可能な限り火葬炉を稼働させるよう設置者に協力を依頼する。

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、小金井市地域防災計画で定める遺体収容所及びその他の公共施設等において臨時遺体安置所の確保ができるよう準備を行う。(再掲)

イ 緊急事態宣言が行われた場合の措置

緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料品・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行う。必要に応じて、買占め及び売惜しみをしないよう適切な行動を要請する。(再掲)

5 都内感染期

都内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。 ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるように、積極的な情報提供を行う。 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制の負荷を軽減する。 ・ 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。 ・ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) サーベイランス・情報収集

国、都及びマスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について把握し、引き続き情報収集を行う。(再掲)

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する発生状況、感染予防策等の最新情報及び感染が疑われる場合の受診手順（通常の医療提供体制）等について、市ホームページ等により、随時、情報提供を行うとともに、パニック等の防止を図る。また、地域内の公共交通機関の運行状況等について、国・都が発信する情報を入手し情報提供を行う。その際は、外国人や障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮した情報提供を行う。

市内施設、団体及び関係機関等への情報提供については、関係部署を通じて随時情報提供を行う。(再掲)

市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口（コールセンター）を設置し、引き続き、適切な情報提供を行う。(再掲)

(3) 感染拡大防止

手洗い・うがいの実施、マスク着用、咳エチケット及び人混みを避ける等の予防策の徹底を呼び掛ける。(再掲)

市内施設、社会福祉施設及び事業者等での手洗い・うがいの実施、マスク着用及び咳エチケット等の感染予防策の徹底を呼び掛ける。(再掲)

学校、保育所等については予防策を徹底させるとともに、児童・生徒一人ひとりの健康管理を強化する。また、施設内集団感染を防止するため、感染者が発生した場合は、必要に応じ臨時休業等を実施する。(再掲)

緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。(再掲)

(4) 予防接種

ア 特定接種

特措法第28条に基づき特定接種が決定されている場合、国及び都と連携し、市職員等の特定接種を継続する。(再掲)

イ 住民接種

① 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続して実施する。(再掲)

② 臨時接種

緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を継続して実施する。(再掲)

(5) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活等の維持

① 要配慮者等への支援

要配慮者等の生活支援、搬送手段及び死亡時の対応を行う。

要配慮者等の支援を地域住民団体及びボランティアに協力を依頼する。

② 遺体に対する適切な対応

都からの要請に基づき、火葬場の事業者等に対して、可能な限り火葬炉を稼働させるよう設置者に協力を依頼する。(再掲)

一時的に死亡者が急増した場合には、遺体からの感染予防策を実施し、小金井市地域防災計画で定める遺体収容所及びその他の公共施設等において、臨時遺体安置所を設置し、運用する。

イ 緊急事態宣言が行われた場合の措置

緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料品・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行う。必要に応じて、買占め及び売惜しみをしないよう適切な行動を要請する。(再掲)

6 小康期

小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行は一旦終息している状態
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、新型インフルエンザ等の第二波の流行に備え、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

国、都及びマスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況について把握し、引き続き情報収集を行う。(再掲)

(2) 情報提供・共有

流行の第2波に備えて、新型インフルエンザ等に関する情報を、市ホームページ等により、随時、情報提供を行うとともに、感染予防策等の継続を呼び掛ける。その際は、外国人や障がい者等の情報が届きにくい人にも配慮した情報提供を行う。

市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口（コールセンター）については、国からの要請に基づいて状況を見ながら体制の縮小を図る。

(3) 感染拡大防止

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行に備えて、感染拡大防止策の見直しを図る。

緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等の情報を市民等に提供する。

(4) 予防接種

ア 住民接種

① 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合には、流行の第2波に備え、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続して実施する。

② 臨時接種

緊急事態宣言が行われている場合には、流行の第2波に備え、必要に応じ、国が決定した接種順位等に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に基づく臨時接種を継続して実施する。

(5) 市民の生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活等の維持

① 要配慮者等への支援

状況に応じ、平常時の体制に移行する。

② 遺体に対する適切な対応

遺体安置所は死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

イ 市役所機能の維持

状況に応じ、平常時の体制に移行する。

第二波に備えて事業継続計画（BCP）の検証や必要に応じ、見直しを行う。

参考資料 用語解説

1 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

2 インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

3 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

4 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に感染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

5 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

6 死亡率 (M o r a l i t y R a t e)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

7 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤（タミフル、リレンザなど）。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

8 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

9 指定行政機関

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

10 指定公共機関

特措法第2条第6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

11 指定地方公共機関

特措法第2条第7項「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

12 登録事業者

特措法第28条第1項第1号「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。」

13 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在はH5N1亜型を用いて製造）

14 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

15 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

16 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

小金井市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月日 : 平成27年2月

発行 : 小金井市

編集 : 福祉保健部健康課

〒184-0015

東京都小金井市貫井北町5-18-18 小金井市保健センター

TEL : 042-321-1240

FAX : 042-321-6423